

令和4年度厚生労働行政推進調査事業費補助金

(政策科学総合研究事業(政策科学推進研究事業))

「公的年金制度の所得保障機能・所得再分配機能に関する検討に資する研究 (21AA2008)」

分担研究報告書

国民年金保険料の納付状況に関する「匿名年金情報」の集計

研究分担者 大津 唯 埼玉大学大学院人文社会科学部准教授

研究要旨

本研究では、年金局から提供を受けた2020年度末時点の国民年金第1号被保険者の無作為抽出データ(匿名年金情報)を独自に集計し、過去2年間の保険料納付状況、特に保険料未納の実態について詳細な把握を行った。主な知見は、次の3点である。

第1に、過去2年間に保険料の未納期間がある人は320.2万人で、第1号被保険者全体の22.4%を占めていた。このうち、過去2年間に保険料の未納期間がありながら免除・猶予を受けた期間もあるという人は107.5万人(同7.5%)おり、この中には一部免除の適用を受けた期間の未納、すなわち減額された保険料が未納となっている人も44.4万人(同3.1%)含まれる。

第2に、過去2年間に保険料の未納はなく、かつ何らかの免除・猶予の適用を受けた期間があるという人は、625.9万人(同43.8%)であった。これに過去2年間に保険料の未納期間と免除・猶予を受けた期間が両方ある人を加えると733.4万人で、第1号被保険者に占める割合は51.3%であった。

第3に、過去2年間に保険料未納がある人の割合を年齢別にみると、20歳代半ばから30歳代半ばが30%前後で、20歳代前半や高齢層に比べて高かった。しかし、これを人数で見ると、20歳代半ばから30歳代半ばにかけての各歳の未納者数はむしろ他の年齢層より低かった。第1号被保険者全体の16.8%を占める20～22歳は、未納者全体の11.4%(36.5万人)を占めていた。

以上の知見から、第1号被保険者の保険料負担能力の乏しさが示された。免除・猶予制度の基準緩和や申請主義の見直し、20～22歳への保険料賦課の在り方の見直しなどが必要ではないかと考えられる。

A. 研究目的

20～59歳の全ての人加入する国民年金は、国民皆年金である日本の公的年金制度の

根幹を成している。ところが、2000年前後から

国民年金保険料の納付率が低迷し、保険料の未納対策が年金制度における最重要課題

の一つとなっている。

しかし、国民年金保険料を納付するのは第1号被保険者のみであり、かつ納付率という指標は保険料を納付している人の割合を示している訳ではない。一方、厚生労働省が毎年発表している年度末時点の「未納者」数は、過去2年間の保険料が全て未納であった人に限定されている。そのため、一部の期間については保険料を納付したという人や、年度末時点で保険料の免除・猶予の適用を受けている人は「未納者」に含まれていない。

そこで本研究では、年金局から提供を受けた「匿名年金情報」を独自に集計することにより、2020年末における国民年金第1号被保険者の過去2年間の保険料納付状況、とりわけ保険料未納の実態について詳細な把握を試みた。

B. 研究方法

年金局から提供を受けた2020年度末時点の国民年金被保険者(第2号被保険者を除く)に関する「匿名年金情報」の独自集計を行った。

「匿名年金情報」は、被保険者の性別、年齢、被保険者種別、免除期間、過去11年間の月ごとの保険料納付状況について100分の1の確率で抽出されたものである。本研究では、そこから国民年金の第3号被保険者と任意加入被保険者を除外し、強制加入の第1号被保険者についてのみ、年度ごとに過去2年間の

納付状況に関する集計を行った(N=142,871)。

(倫理面への配慮)

個人を特定できないようにしている。

C. 研究結果

第1に、過去2年間に保険料が未納であった期間がある人は320.2万人で、第1号被保険者全体の22.4%を占めていた。このうち、過去2年間の保険料が全て未納である人は103.7万人(第1号被保険者全体に占める割合は7.3%)で、ここに第1号被保険者でなかった期間がある人や、一部の期間については保険料を納付していたという人を含めると212.7万人(同14.9%)であった。一方で、過去2年間に保険料の未納期間がありながら免除・猶予を受けた期間もあるという人も107.5万人(同7.5%)いた。この中には一部免除の適用を受けた期間の未納、すなわち減額された保険料が未納となっている人も44.4万人(同3.1%)含まれている。

第2に、過去2年間に保険料の未納はなく、かつ何らかの免除・猶予の適用を受けた期間があるという人は、625.9万人(同43.8%)であった。これに過去2年間に保険料の未納期間と免除・猶予を受けた期間の両方があるという人を加えると733.4万人で、第1号被保険者に占める割合は51.3%と、半数を超えていた。

第3に、過去2年間に保険料未納がある人の割合を年齢別にみると、20歳代半ばから30

歳代半ばが 30%前後で、20 歳代前半や高年齢層に比べて高かった。しかし、これを人数で見ると、20 歳代半ばから 30 歳代半ばにかけての各歳の未納者数はむしろ他の年齢層より低かった。第 1 号被保険者全体の 16.8%を占める 20～22 歳は、未納者全体の 11.4% (36.5 万人)を占めていた。

D. 考察

過去 2 年間に何らかの免除・猶予の適用を受けた人が国民年金第 1 号被保険者の半数以上を占めているということは、それだけ第 1 号被保険者には低所得者が多く、保険料の負担能力がある人が少ないということを示している。加えて、過去 2 年間に保険料の未納期間と免除・猶予を受けた期間の両方あるという人が 100 万人以上いるということは、免除・猶予の適用基準を満たしていながら手続を行っていなかった期間がある人や、基準を満たさないものの保険料を納付する経済的余力がない人が相当数いることが示唆される。前者の存在を踏まえると、保険料の免除・猶予制度の周知徹底も重要であるが、自ら申請しなければ免除・猶予を受けることができない現行制度の限界も認める必要がある。一方、後者については、一部免除の適用を受けた保険料を減額されながら未納となっている人が 40 万人以上いることも踏まえると、免除・猶予の基準を緩和する必要があるのではないと考えられる。

次に、20～22 歳の各歳の第 1 号被保険者

数と未納者数が他の年齢層よりも顕著に高いことを考えると、学生納付特例の申請手続を行わず、かといって保険料を納付する訳でもない学生の未納者が相当数いることが推察される。このことは、学生納付特例の対象者が申請手続を遅滞なく行っているかどうか国民年金保険料の納付率に大きな影響を及ぼしていることを示唆している。毎年 100 万人近くが 20 歳到達により第 1 号被保険者となる中で、彼らに遅滞なく学生納付特例の手続を行わせることは、間違いなく至難の業であり、手続の勧奨や事務手続にかかる負担も大きい。大学等への進学者が少数であった制度の創設期と異なり、20～22 歳の大多数が学生である現状においては、この年齢層に保険料の納付義務を課し続けることが妥当かどうか議論されてもよいのではないだろうか。

E. 結論

本研究では、第 1 号被保険者の保険料負担能力の乏しさが示された。免除・猶予制度の基準緩和や申請主義の見直し、20～22 歳への保険料賦課の在り方の見直しなどが必要ではないかと考えられる。

F. 健康危険情報

なし

G. 研究発表

1.論文発表

なし

2.学会発表

なし

H. 知的所有権の取得状況の出願・登録状況

1.特許取得

なし

2.実用新案登録

なし

3.その他

なし